

I、地労委民主化対策連絡会議についての報告

2001年12月26日

神奈川労連第7回幹事会確認

一、はじめに

1990年8月31日、神奈川労連の呼びかけで労働者委員公正任命と地労委民主化をめざす地労委民主化対策連絡会議が発足しました。以来、神奈川労連が事務局を担当し、事務所も神奈川労連に置き、地労委民主化の課題と労働者委員公正任命を求める運動を一体のものとして追求してきました。財政面ではピラ代、会議費などの実費を神奈川労連が負担してきました。

その後、1999年度神奈川労連幹事会は活動の弱かった当時の地労委等各種審議会対策委員会の強化を申し合わせ、地労委民主化対策連絡会議は地労委民主化と労働者委員獲得を共同で行う組織として改めて位置づけました。

しかし、2000年8月の連絡会議第11回総会は結成以来一貫して事務局長を担い、事務所にもなっていた神奈川労連や神奈川労連選出代表委員に事前の一切の連絡、相談もないまま代表委員、事務局長、事務所を変更する提案を総会で行い、総会以後、連絡会議事務局長などが「神奈川労連が50万円の補助金を3万円の会費に減らした」などとオルグしたり、事務局長が一方的に「見解」を発表するなど神奈川労連を誹謗する事態が生じました。

2000年8月26日以後の連絡会議の役員会、幹事会は会費問題での神奈川労連誹謗論議を毎回のように展開し、運動面での論議は全くない不毛の状態が続きました。今年度は労働者委員選任闘争もある重要な時期であり急いでこのような状態を改善する必要があると判断し、神奈川労連、連絡会議（事務局）双方2名の代表による3回の会議を行ってきました。

二、この会議で神奈川労連は以下の2点を求めました。

- 1 連絡会議は神奈川労連に対する誹謗中傷をやめること（文書等含む）。
- 2 例年8月に開催してきた総会の開催を9月中、遅くとも年内に開催し、少なくとも「事務局体制と事務局所在地を神奈川労連に戻すことと、連絡会議の実態を明らかにするために構成団体名簿の公表を求めました。

三、しかし、連絡会議事務局長の主張は経過も歴史も全く無視する以下の3点でした。

- 1 神奈川労連第17回大会確認にもとづいて、事実関係を明らかにし、連絡会議の正常化を求めたのに対して、「元事務局長への個人攻撃」「連絡会議への組織介入」と決めつけ神奈川労連への誹謗中傷をやめるところか、神奈川労連に謝罪を求めてきました。
- 2 総会は今開いても混乱するだけだから開かないし、名簿も見せない。

3 連絡会議の事務局体制も神奈川労連へ変えるつもりはないというものでした。

四、神奈川労連は「連絡会議事務局」からの一方的な誹謗中傷行為によって引き起こされた不正常な関係改善を求めて努力してきましたが、「連絡会議事務局」が改善の姿勢を示さないことから、当面、以下の方針で地労委民主化と労働者委員の公正任命を求める運動を緊急に強めることにします。

1 神奈川労連は正常な組織機能を失ってしまった現在の地労委民主化対策連絡会議との関係は、現事務局が民主的運営の保障と神奈川労連への誹謗中傷をやめることを確約しない限り組織的対応は行わないこととします。当然のことながら連絡会議の役員会、幹事会には出席しませんし、財政上の分担金も応じないこととします。

2 しかし、緊急に強化が求められている地労委労働者委員獲得闘争と地労委民主化の運動は神奈川労連幹事会を中心に地労委担当の部署を設定し、自由法曹団、労働弁護団の協力もえて広範な労組、争議団、民主団体との共同した取り組みを行います。

II、神奈川労連矢野幹事の辞任について

矢野和男氏(湘南労連)は湘南労連事務局長を退任し、役員でなくなったため幹事の辞任の申し入れがあり、2001年12月26日の第7回幹事会で辞任を確認しました。

III、ラジオ日本労組の解散について

ラジオ日本労組は2001年11月に解散を決めたことについて12月12日、第6回幹事会で確認しました。